

平成19年12月25日

答申 『学校給食センター建設計画』

周南再生戦略会議

平成19年7月26日、市長より諮問のありました「学校給食センター建設計画」につきまして、以下のごとくまとめましたので答申いたします。

．はじめに

1．新たな価値の実践

平成17年6月、「食育」に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる「健康で文化的な国民の生活」と、「豊かで活力のある社会」の実現に寄与すること等を目的として食育基本法が公布されました。

また、文部科学省は、昭和29年に施行した学校給食法の主目的を、戦後の食糧難を栄養の面で補う「栄養改善」から「食育推進」に転換する方針を固め、改正案を来年度国会に提出することを決定しました。

終戦復興、高度経済成長、飽食の時代を経て55年間、戦後の体制そのままの制度と志向で実施されてきた学校給食が、国民のライフスタイルや思考に即したものに変わろうとしています。

一方、「食」を取り巻く環境は「食品の品質や表示への疑惑」「農村における生産力の低下」「食料自給の低下による国家安全保障(食料安保)の危機」など、多くの深刻な問題を抱えており、地域の実態や世界的規模での変化を踏まえた根本的な対策が求められています。

こうした中、政府は農業政策の抜本的な転換をはかるとともに、「地域再生会議」等、省壁を越えた新たな取組に踏み出し、「食育そのものの価値」を、今後、様々な政策の中核部位に位置づけることとして動き始めています。

当答申は、このように、法制度を含む「食に関する諸事」の大転換期に行うこととなり、時代の流れを読み、先取りをし、なお一層の戦略的視点を持つものでなければならぬものと考えます。

当会議では、諮問された「学校給食センター」の議論において、当初から存在する、「先ずは給食センターありき」「先ずは合併特例債ありき」の流れを断ち、学校給食のあるべき姿を、「地域の食育推進」という大枠のなかで検討してきました。

議論の結果、学校給食は、食育推進の全体像において「学校給食の充実」として一部分を構成するものであり、調理場や給食センターは、学校給食が求められる役割を果たすための一施設として位置づけられる、との共通認識を持つにいたりました。

2．食育の認識

食育基本法は、食育を「生きる上での基本」であり、知育、徳育、体育の教育における「三本の柱の基礎」となるものであるとし、様々な経験を通して「食」に関する知識と選択力を習得し、「健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ものとして、その推進が求められるとしています。

さらに、食育の基本理念として「国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成」に資することをあげ、その推進は食生活の改善にとどまらず、食への感謝と理解を深め、伝統的食文化の継承、地域の特性を生かすという総合的見地からの取組が重要であるとしています。

当会議における食育の認識は、食育基本法の趣旨と基本理念を根底とし、その推進が市民の健康増進と人間形成に寄与し、地域の様々な力を結びつけ、伝統を継承し、農村再生等の地域経済を活性化させるものであり、「地域力創造の源」としました。

3．食育の推進

食育基本法では、食育推進をはかる関係者として、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等をあげ、それぞれの立場からの責務、協力、

努め、寄与を求めています。

平成19年3月、山口県は、食育推進の指針となる「やまぐち食育推進計画」を策定しました。「食育」が市民権を得て、多くの市民の間で語り合われる機会や場面も多くなりつつあります。

当会議は、周南市における食育推進の指針となる「周南市食育推進条例」の制定と、食育を担当する組織として食育推進本部・食育推進機構、並びに現場で推進業務を担う「周南市食育推進センター」を、市長部局内に設置することを提案します。

さらに、食育推進計画の早期立案、実施を期待し、あらゆる事柄において食育推進の本質を踏まえ、組織横断的な対応がなされることを望みます。

．周南市のめざす食育

1．食育推進本部・食育推進機構

一部一課の組織とし、「周南市食育推進計画」を作成し、食育、健康増進、地産地消等の実施を担い、国、県をはじめ、生産者、地域住民等の食育に関するステークホルダー（利害関係者）との窓口機能の役割を果たします。

また、「周南市食育推進センター」の設置、運営を主管し、その監督指導を行います。

2．食育推進市民会議

食育の推進は、市民との協働が必須となります。市民参画を促し、施策効果をより高めることを目的に、推進本部に「食育推進市民会議」を併設します。

市民、事業関係者、学校関係者、有識者等で食育推進の調査、立案、検証を行い、食育に関係する会議もこれに一本化し、行政との即応緊密なしくみを構築します。

3. 周南市食育推進センター

(1) 目的と役割

周南市における食育推進の多角的・総合的な事業を担う目的を持ちます。食育白書が掲げる食育推進項目（別表：周南市食育推進センターの内容を参照）のうち、市の役割を担当し、加えて周南市独自の取組も積極的に推進します。

(2) 2大コンセプト

周南市食育推進センターの2大コンセプトは「地域との連携」と「地産地消の推進」にあります。

地域との連携（「地域っ子」を育む）

地域の独自性(アイデンティティ)を宿した「地域っ子」を育むことに、大きな価値を置きます。具体的な手法として、農林水産の生産者との交流、調理や物流関係者との交流、体験農園・体験学習、伝統的料理や食に関する習わしの学習、地域の人たちとの給食会の開催などがあげられ、食育を通して地域の個性を自己体験させます。

地産地消の推進（安定供給と地域産業への貢献）

「身土不二」が語られ、身近で採れる食材は健康によいと認識される一方で、食品の安心安全に対する信頼性が揺らぎつつあり、「地産地消」にはますます大きな期待がかけられています。

しかしながら農地の荒廃、耕作放棄地の増加に象徴される「地産」を支える農村の生産力の急激な衰退は、「地産地消」そのものの懸念材料となってきています。この傾

向は周南市も例外ではなく、「地産」の現場の状況は深刻なものがあります。

こうしたことから、周南市食育推進センターの大きな役割の一つに、「地産」の建て直しが考えられます。

具体的には、学校給食の基本食材を安定的に確保することを目的とした「学校給食農園」の設営、農家との契約栽培による生産と供給の安定化、道の駅との連携による農産物の需要と販路の確保、加工品開発とそれらの学校給食への納入、交流体験等による観光交流活動の活発化などがあげられます。

4 . 周南市独自の取組

(1) 学校給食・道の駅農園の設営

食育推進センターは、固定資産税の一部減免等により農地(農地、遊休地、耕作放棄地)の定期借り上げを行い、学校給食の主要食材を契約栽培します。

耕作は民間委託とし、異業種からの参入を積極的に推奨し、余剰生産物については、販路として道の駅等を利用して耕作者の収益を確保します。

また別途に、農業法人、個別農家との契約栽培も積極的にすすめ、地元産品の供給を安定的に確保し、農家の所得の向上にも寄与します。

(2) 食育を主とした地域ブランド商品の開発と情報発信

食育推進に基づき栽培される農産物や加工産品の開発を進め、地域ブランドとしての認定と管理、情報発信を行います。

また、食育を積極的に推進している都市イメージの確立に努め、「上質な食育文化を育むまち・周南」として、個性ある仕掛けを実行します。

(3) 食育志向に徹した学校給食の実現

整備方法

食育推進の流れは、学校給食施設の整備において、地場産物の活用、米飯給食の一層の普及・定着、伝統的食文化を継承した献立の採用、生産者や調理者の顔が見えること、思いが伝わること、地域と協働した様々な取組ができること等を、考慮するように求めてきています。

当会議では、こうした観点からも学校給食施設の整備方法を検討してきました。

その結果、大規模給食センターによる、コストの削減と合理的管理、運営等の諸々の利点を差し引いても、「食育志向に徹した学校給食の実現」には、地域との結びつきをより頑強なものとし、安心安全面でのリスクの回避・分散を可能とする「自校式」の採用が最も望ましいという結論に至りました。

しかしながら、同時に各校の立地や施設の構造上の制約、都市化による周辺地域の変化、あるいは過疎化の進展による学校再配置の問題等、自校式給食を完全実施するには、多くの困難な状況があることも指摘されました。

議論の結果、こうした事柄を踏まえ、「理想としての自校式」を追及しつつも、運営やその他の面で工夫することを担保に、「親子式もしくは小規模センター式」の活用を選択せざるを得ないという最終合意に達しました。

整備規模

親子式もしくは小規模センターによる整備区分

区割	調理食数	対象校
熊毛	700	高水小 三丘小 熊毛中
勝間	742	勝間小 大河内小
鹿野	324	鹿野小 大向小 鹿野中 鹿野幼稚園
大津島	28	大津島小 大津島中
新地	2,199	徳山小 今宿小 岐陽中 住吉中
栗屋	2,689	給小 大島小 櫛ヶ浜小 遠石小 久米小 桜木小 鼓南中 太華中 周陽中
高尾	1,765	秋月小 岐山小 周陽小 秋月中
桜田	649	夜市小 戸田小 湯野小 桜田中
富田	1,928	富田西小 富田東小 富田中
福川	1,179	福川小 福川南小 和田小 福川中 和田中
菊川	669	四熊小 菊川小 菊川中
北部	760	大道理小 長穂小 沼城小 八代小 中須小 須磨小 翔北中 須々万中 中須中

(調理食数は平成19年度4月現在の数値を使用)

なお、整備はドライ方式とし、現センター、学校用地、学校施設、市有遊休地等を利用しての増改築を原則とします。

整備順序

栗屋の取得済用地に周南市食育推進センターと栗屋給食センターの設置を最優先します。その後も既存のセンターを稼働させながら、施設の老朽度などを考慮し、適切な順序で整備を行いますが、学校再配置計画にリストされている学校を含むセンター

については、その結論を待つこととし、向こう10年をめどに整備します。

施設の維持

公による設営を行い、調理、配送等、可能と判断される分野についての外部委託を積極的にすすめることが望まれます。

(4) 組織の構築

食育推進本部・食育推進機構、食育推進センターを設置し、横串組織(マトリックス)で有機効率的な運営を行います。

(5) 人材の育成

食育推進を担う地域における「食の専門家」を育成し、活動の場を提供します。

. むすび

調理場や給食センターは、食育推進という大枠の中で捉えられ、食育推進センターが主管する「一施設」として位置づけられることが望まれます。

今後、周南市は、積極的に「食育推進」を掲げ、施策に反映し、市役所総がかり、市民総参画でその実行に取り組む必要があること、「食育推進」は自らの生活を、社会を、持続可能なものとする根底となるものであり、次世代、次々世代への大きな責務であるということ、これらは委員の即刻一致の見解であったことを申し添えます。

附記事項

1．政府の地方再生との関連について

全国に類をみない大掛かりな食育推進の取組にあたり、これを特色ある地域再生戦略と位置づけ、「地方再生モデルプロジェクト」の一案として、政府に採択と支援を要望すべきです。

2．給食費の統一について

調理場や給食センターそれぞれが独自の取組を進めていくという観点から、給食費の統一はむしろ好ましくないと考えます。

3．広報活動の充実について

幅広く食育推進の情報発信に努め、地域の食の習わし等はアーカイブで資料とし、いつでもアクセスでき、取り出せ、活用できる環境の整備が求められます。

また、学校給食の献立や関連情報は双方向コミュニケーションで情報交換が行えるようにすべきです。

市民が日常的に学校給食に接することができるよう、駅ビル等の施設や、市の関係する各種会合において、学校給食の喫食が可能となる仕組みづくりも必要です。

4．つながる食育について

子供たちの言動を通して、学校給食や学校における食育が家庭に伝わり、家庭での食育が進む仕掛けを工夫していかなければなりません。

5．食の基本を学ぶ給食について

学校給食において「果物の皮むき」や「骨付き魚」の積極的な採用を進め、ナイフや箸の使用、食べ方の指導を行い、食の基本を学ぶ機会を増やすべきです。

6．柔軟な管理制度について

残菜率の考え方や評価、検食の実施方法を根本的に見直すことが望まれます。

7．自主性の尊重について

子供たちが自主的に考えるオーダー給食の実施は、「食の選択力」を高める有効な食育推進策の一つと考えます。

8．新たな試みの研究について

新潟市のスクールランチ制度は、検討の価値がある試みと思われます。

9．国、県との連携について

国や県の機関や施設と連携した食育推進体制が望まれます。

以上

周南市食育推進センターの内容

国民運動としての食育	基本的枠組みの整備	周南市食育推進条例の制定 周南市食育推進計画の作成 周南市食育推進会議の開催 周南市食育推進センターの設置	
家庭における食育	具体的施策の実施	家庭教育手帳の活用奨励(学校) 早寝早起き朝ごはん運動(学校/保育園) 子育て家庭への相談・指導(保育園) 妊産婦や乳幼児の栄養指導(保健所/保健センター/医療) 生活習慣病予防の普及啓発(保健所/保健センター/医療) 教育ファームの推進(農林漁業) 栄養バランスのとれたメニュー等の提供(食品関連業) 料理教室・講習会等の開催(ボランティア団体) 専門的支援の充実(栄養士・調理師団体) 各種啓発活動の推進(有識者) 関係者のネットワークづくり(行政)	
学校/保育所等における食育	学校における取組	栄養教諭配置と取組 食に関する学習教材の作成 食育を通じた健康状態の改善等の推進	
	学校給食の充実	地場産物の活用 米飯給食の一層の普及・定着 伝統的な食文化を継承した献立の活用	
	保育所での推進	「保育所における食育に関する指針」による取組	
地域における食生活の改善	地域における取組	「日本型食生活」の実践、普及・啓発 「食事バランスガイド」の活用 専門的知識を有する人材の養成・活用(栄養士・調理師) 妊産婦や乳幼児の栄養指導 生活習慣病予防の普及啓発	
	食品関連事業者の取組	見学・体験活動の機会の提供 健康に配慮した商品メニューの提供 食に関する情報や知識の提供	
	ボランティア活動の取組	ボランティアの取組が活発化する環境の整備 草の根活動としての促進	
	食文化継承の取組	ボランティア活動、文化活動での取組 イベントやシンポジウムでの紹介や取組 専門調理師等を担い手として育成し活用	
生産者と消費者の交流による食育	都市と農村の交流	グリーンツーリズム等を通じた交流 都市部での体験農園や滞在型市民農園の整備 教育ファームによる取組	
	地産地消の推進	直売所、量販店のコーナー設置 学校給食への活用 観光、交流活動での取組 加工、情報提供活動 バイオマスの総合利用 食品廃棄物リサイクル施設の整備	
安全性に関する情報提供の推進	リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーションの積極的実施 リスクコミュニケーションの効果的手法の開発	
	食品の安全性の情報提供	遺伝子組み換え、健康食品制度等安全性情報の提供	
調査、研究その他の施策の推進	調査、研究の実施	食料の生産、流通、消費に関する統計調査	
	食料情報制度の普及啓発	食品表示の適正化、表示制度の普及・定着 生産情報公表JAS規格の普及啓発	
	海外との関連	海外の食育情報の把握 国際的な情報交換	
周南市独自の取組	産業関連	道の駅農園の設営 食育を主とした地域ブランド商品の開発、情報発信	
	学校給食関連	学校給食農園の設営 自校式給食または親子式・小規模給食センターの設置	
	組織	食育推進本部(機構)の設置 食育推進センターの設置	
	人材	食育専門の人材育成と活用	